

## 東京電力福島第一原子力発電所格納容器漏えい率検査不正問題について

平成14年12月11日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

1. 原子力安全・保安院は、本日午前11時、東京電力から標記不正問題に関する最終報告を受領した。また、同日午前、日立製作所からも同社の社内調査結果に関する報告書を受領した。
2. 当院としては、既に、福島第一原子力発電所1号機の平成3年及び4年の格納容器漏えい率検査において不正が行われたことに対し、11月29日付けで同機の1年間の運転停止処分を行ったところである。

当院では、今後、本日提出された内部調査結果の報告書について、過去の格納容器漏えい率検査結果に係る検査記録等の資料と比較分析するなど、その内容を詳細に検討したうえで、あらためて当院の見解を示し、指導等の所要の対応を行う予定であるが、報告に対する現時点での当院の見解は以下のとおりである。

  - (1) 不正操作の事実関係やその動機について
    - ・ 平成3年及び平成4年に東京電力福島第一原子力発電所（1F1）の格納容器漏えい率検査で、同発電所の発電部長以下数名によって行われた空気注入等の不正操作の具体的内容については、関係者のメモや証言に基づいて客観的に分析されており、個人の関与も含め本件に関する事実関係が明らかにされたものと考えられる。
    - ・ 不正操作が行われた背景や動機については、平成3、4年当時、夏期最大電力の記録が毎年更新されるなど電力需要が逼迫していたことに加え、1F1は平成2年以来大型の改造工事や海水漏えいなどのトラブルが頻発して稼働率が低迷していたため、点検・保修関係者の繁忙感や、稼働を優先する雰囲気が強くなり、現場において根気強くトラブルに対応するという考え方が欠けていたと分析されている。
    - ・ このような理由により、発電部長等の東京電力の福島第一発電所職員が関与していながら不正を抑制できなかったこと、作業を請け負った日立製作所職員も東京電力職員の指示を拒否せずに従ったことは、当時、安全を何より優先させようという経営管理姿勢が、発電所の現場だけでなく、東京電力本店及び日立製作所本社を含めた関係者全体の間で軽視されていたことの何よりの証左であり、極めて遺憾なことといわざるをえない。

(2) 再発防止策について

- ・ 安定供給に対する過剰な意識を改善し、安全確保が最も優先されるべきであるとの認識を徹底すること、個々の職員が不正を拒否できるような社内環境を整備すること、点検・検査データの記録及び保存方法を改善すること等の諸対策は、再発防止策として概ね妥当な内容である。
- ・ しかしながら、先の29事案の問題でみられたように、東京電力は、例えば1997年に「東京電力企業行動憲章」を設けるなどこれまでも各種の安全確保や法令遵守にかかる諸施策を講じていながら、これらが社内ですべて周知徹底されていなかったという事実をあらためて重く受け止めるべきである。
- ・ 本件の重大性に鑑み、東京電力は、再発防止策を講じることが必要であり、その実行を強く求めることとする。また、日立製作所にも再発防止策の策定を求めることとする。その迅速かつ確実な実行に努めるよう期待する。

3. 現在の福島第一原子力発電所1号機の格納容器の気密性については、当院として10月28日付けの報告徴収命令により東京電力に対し早急な再確認を行うよう求めたうえで、約1ヶ月強におよぶ東京電力による準備・点検・測定作業に対し当院検査官が立ち会うなど厳格な監視を行い、最終的に12月4日及び5日に同機の格納容器漏えい率測定によってその健全性を確認したところである。

今般の両社の報告により、格納容器漏えい率検査にかかる不正は平成3年及び4年の東京電力福島第一原子力発電所1号機の漏えい率検査以外には行われていないこと、すなわち福島第一原子力発電所2号機から6号機、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所各号機の格納容器の健全性に対して特段の疑念が生じるような証拠はないと認められるが、当院としては、念のため、今後東京電力の他の原子炉についても、順次厳格な格納容器漏えい率検査を行うことにより、その健全性を確認していく予定である。

(本件問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力発電検査課

梶田、有倉

電話 03 - 3501 - 9547